



母子家庭・父子家庭の方の

就職に有利な資格取得を応援します！

自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんが、適職に就くために必要な技能や資格を取得するために、あらかじめ指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給しています。ご希望の方は必ず講座受講前にご相談ください。

対象者 市内にお住まいで、次の条件すべてを満たす方。

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準であること。
- ② 今までに訓練給付金を受給していないこと。
- ③ 適職に就くために必要と認められること。

対象となる講座 雇用保険制度の**一般教育訓練給付金**の指定教育訓練講座

※インターネットで『厚生労働大臣指定一般教育訓練講座一覧』を検索すると指定講座をご覧になれます。

対象講座URL：http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza

支給額

①雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方

対象講座の受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2千円）

②雇用保険制度から一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方

①に定める額から一般教育訓練給付金の支給額を差し引いた額

※雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額と併せると①と同額が支給されます。

先にハローワークで給付金の支給申請をしてください。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給額を確認するため、ハローワークから通知される「教育訓練給付金（一般教育訓練）支給・不支給決定通知書」が必要になります。

みなし寡婦（夫）の算定適用

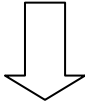
平成30年8月から、未婚の母子（父子）の方が受講希望する場合、地方税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用します。

裏面あり

※自立支援教育訓練給付金手続きについて

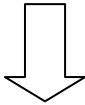
事前相談

まず、受講前に当センターへご相談ください。
先に講座申込をすると、「受講資格確認願」を受け付けできません。



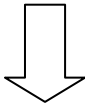
受講資格確認

「受講資格確認願」を提出する必要があります。
添付書類がありますのでご確認ください。



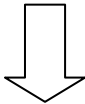
講座受講

「受講資格確認書」を受けてから講座の申込みを行ってください。



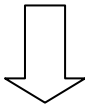
支給申請

受講修了後1ヶ月以内に「給付金支給申請書」と添付書類を提出してください。受講資格確認願提出日と受講修了日は同じ年度内です。(年度とは4月1日から翌年3月31日まで)



支給決定

申請書等審査後、支給決定通知書を送付いたします。



給付金支給

お問い合わせ

郡山市こども支援課 こども家庭相談センター
(ニコニコこども館5階) 024-924-3341

(平成30年12月作成)